

議案第45号

三田市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

三田市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県加古郡播磨町野添城1丁目

氏 名 な ぐら し ろう
名 倉 嗣 朗

令和8年3月25日提出

三田市長 田 村 克 也

（提案理由）

令和8年3月31日付をもって、三田市固定資産評価員 櫻井 俊幸 氏が辞任するので、令和8年4月1日付で後任委員を選任するため。

（参考）

地方税法

- 第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。
- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。
 - 3 2以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。
 - 4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少ない場合においては、第1項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固

定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。